

地域内交通の導入について

1 地域内交通検討会の設立

地域の交通課題や改善対策などを地域で検討するための地域内交通検討会を立ち上げる。

新たな交通導入を検討する場合には、「(仮)地域内における新たな交通導入までの取組ステップ」に沿って、地域が主体的に検討し、交通事業者、区と連携して運行計画を策定する。

新たな交通導入後においても、地域で守り育てる持続可能な地域交通とするため、地域内交通検討会は地域が主体となって継続的に活動する。

2 地域内交通検討会における役割分担

- 地域 : 地域内における新たな交通導入について、**主体的に検討**
- 大田区 : 地域住民が検討するための環境づくり、技術的支援や助言、関係機関との協議調整等
- 交通事業者 : 持続可能な交通サービスの提供

3 地域内検討会構成員(案)

■構成員(10名前後) ※対象地区の町会・自治会 各2~3名程度 等

対象町会
【中馬込地域】 馬込西二丁目町会、馬込二本木町会、中馬込宮ノ下町会、中馬込貝塚町会、馬込浅間町会 上池上自治会
【田園調布地域】 田園調布会、田園調布親和会、田園調布西町会

■事務局 ・都市計画課公共交通・臨海部担当

<地域内交通の導入について前提となるポイント>

- 既存の公共交通と競合しないこと**
 「地域内の交通」が既存の公共交通と競合してしまうと、利用者を奪うことにもつながり、路線バスの減便や廃止、交通事業者の撤退などを招く恐れもあります。
「地域内の交通」は、あくまでも既存の公共交通と競合せず、共存するものとして検討しましょう。
- 地域公共交通会議での合意が必要**
 地域公共交通会議とは、道路運送法に基づき、地域の実情に応じた運送サービスを協議する会議です。区、運輸局、学識経験者、道路管理者、警察、交通事業者、区民等で構成します。
 「地域内の交通」を導入するためには、地域公共交通会議において、合意を得る必要があります。
- 地域住民が主体的に検討すること**
「こういう交通手段があつたらいいな」「たまに乗るかもしれない」ではなく、
「地域内の交通がなければ、外出がむずかしい」などの理由により、地域内交通を導入しなければ継続が困難です。そして、地域課題の解決に向けて、地域の皆さんで主体的に取り組み、「地域内の交通」を皆さんで育てて、持続可能な交通とする必要があります。

■地域内における新たな交通導入までの取組ステップ（案）

ステップ① 検討体制の構築
 地域交通需要の確認

- ・検討会の設立
- ・検討会での取組手順と役割分担の確認
- ・前提条件の共有
- ・アンケート結果や課題の共有

ステップ② 移動に関する地域課題の解決に向けた検討

- ・他自治体の事例等の勉強
- ・既存交通の活用等の検討
- ・各交通モードの概略比較検討

既存の公共交通では課題解決は図れないと判断

ステップ③ 実証運行に向けた検討・協議

- ・絞込交通モード(1~2案)の比較検討
- ・概算運行経費の検討

ステップ④ 実証運行に向けた運行計画の検討・協議

- ・導入交通モードの詳細運行計画の検討
- ・目標設定、判断基準、運行経費に関する区の負担、運賃収入以外の収益等の検討・協議

ステップ⑤ 実証運行に向けた運行計画の決定

- ・導入交通モードの詳細運行計画の決定
- ・目標設定、判断基準、運行経費に関する区の負担、運賃収入以外の収益等の決定

ステップ⑥ 「協定書」の締結

- ・運行計画に基づき、地域・区・交通事業者の三者により締結

■「協定書」記載事項■
 目標値、運行継続の判断基準、役割分担、運行経費に関する区の負担、運賃収入以外の収益等

ステップ⑦ 実証運行の実施

- ・実証運行の結果検証
- ・運行評価・見直し

目標達成！！

ステップ⑧ 本格運行の実施

- ・(本格運行の)運行計画策定
- ・運行評価・見直し

